

ありがとう総合訪問センター
指定訪問介護（指定介護予防訪問介護相当事業）
運営規程

【事業の目的】

第1条 株式会社QOLサービスが設置するありがとう総合訪問センター訪問介護（以下「事業所」という。）において実施する指定訪問介護〔指定介護予防訪問介護相当事業〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために運営規程において必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある利用者に対し、指定訪問介護〔指定介護予防訪問介護〕の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問介護〔指定介護予防訪問介護〕の提供を確保することを目的とする。

【指定訪問介護運営の方針】

- 第2条 事業所が実施する事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、身体介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、必要な時に必要な訪問介護の提供ができるように努めるものとする。
 - 3 事業の実施に当たっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行い、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 - 5 前4項のほか、福山市指定居宅サービス等の事業の人員・設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年9月28日条例第46号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

【指定介護予防訪問介護相当事業の運営の方針】

第3条 事業所が実施する事業は、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、身体介護その他生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 事業の実施に当たっては、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を指定介護予防支援事業者へ報告することとする。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者の意思及び人格を尊重しながら、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者が所在する市町、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービス及び地域住民等と綿密な連携を図るものとする。
- 5 前 4 項のほか、福山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に関わる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 24 年 9 月 28 日条例第 51 号）に定める内容を守り、事業を実施するものとする。

【事業の運営】

第 4 条 指定訪問介護〔指定介護予防訪問介護相当事業〕の提供に当たっては、事業所の訪問介護員によってのみ行われるものとし、第三者への委託は行わないものとする。

【事業所の名称等】

第 5 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ありがとう 総合訪問センター 訪問介護
- (2) 所在地 福山市春日町浦上 1224 番地

【従業者の職種、員数及び職務の内容】

第 6 条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名（訪問介護員と兼務）
従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問介護〔指定介護予防訪問介護相当事業〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
- (2) サービス提供責任者 1 名以上
訪問介護計画〔介護予防訪問介護相当事業計画〕の作成・変更等を行い、利用の申し込みに係る調整をすること。

利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携に関すること。

訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。

訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

(3) 訪問介護員 2.5 名以上

ただし、業務の状況により、増員することができるものとする。

訪問介護員は、訪問介護計画〔介護予防訪問介護相当事業計画〕に基づき指定訪問介護〔指定介護予防訪問介護相当事業〕の提供に当たる。

【営業日及び営業時間】

第 7 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 年中無休
- (2) 営業時間 午前 9 時から午後 6 時までとする。
- (3) サービス提供時間 午前 6 時から午後 10 時までとする。
- (4) 上記の営業時間、サービス提供時間のほか、電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制とする。

【指定訪問介護の内容】

第 8 条 事業所で行う指定訪問介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 訪問介護計画の作成
- (2) 身体介護に関する内容
 - ①排泄・食事介助
 - ②清拭・入浴・身体整容
 - ③体位変換
 - ④移動・移乗介助、外出介助
 - ⑤その他の必要な身体介護
- (3) 生活援助に関する内容
 - ①調理
 - ②衣類の洗濯、補修
 - ③住居の掃除、整理整頓
 - ④生活必需品の買い物
 - ⑤その他必要な援助

【指定介護予防訪問介護相当事業の内容】

第9条 指定介護予防訪問介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 介護予防訪問介護相当事業計画の作成
- (2) 身体介護に関する内容
 - ①排泄・食事介助
 - ②清拭・入浴・身体整容
 - ③体位変換
 - ④移動・移乗介助、外出介助
 - ⑤その他の必要な身体介護
- (3) 生活援助に関する内容
 - ①調理
 - ②衣類の洗濯、補修
 - ③住居の掃除、整理整頓
 - ④生活必需品の買い物
 - ⑤その他必要な援助

【指定訪問介護〔指定介護予防訪問介護相当事業〕の利用料等】

第10条 指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、一部負担金の割合の支払いを受ける。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第19号）」によるものとする。

- 2 指定介護予防訪問介護を提供した場合の利用料の額は、福山市長が定める額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、一部負担金の割合の額とする。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第127号）」によるものとする。
- 3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。
 - (1) 通常の事業実施地域を越えた地点から、路程1kmあたり50円
- 4 前3項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区別したもの）について記載した領収書を交付する。
- 5 指定訪問介護〔指定介護予防訪問介護相当事業〕の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

- 6 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護〔指定介護予防訪問介護相当事業〕に係る利用料の支払いを受けたときは、提供した指定訪問介護〔指定介護予防訪問介護相当事業〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

【通常の事業の実施地域】

第 11 条 通常の事業の実施地域は、下記とする。

坪生町 坪生町南 大谷台 東陽台 幕山台 青葉台 能島 春日町 春日台
春日池 春日町宇山 浦上 吉田 蔵王町 南蔵王町 伊勢丘 大門町 大門町
大門 野々浜 旭 津之下 大字日之出丘 城興ヶ丘 引野町 引野町南・東・北
平成台 手城町 東手城町 南手城町 明神町 王子町 港町 三吉町 三吉町
南 東深津町 西深津町 東吉津町 千田町 千田町千田 緑陽町 神辺町 神
辺町川南 川北 下竹田 上竹田 新徳田 旭丘 道上 湯野 大字八尋

【衛生管理等】

第 12 条 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

【緊急時等における対応方法】

第 13 条 訪問介護員等は、指定訪問介護〔指定介護予防訪問介護相当事業〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 指定訪問介護〔指定介護予防訪問介護相当事業〕の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する指定訪問介護〔指定介護予防訪問介護相当事業〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

【苦情処理】

第 14 条 指定訪問介護〔指定介護予防訪問介護相当事業〕の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定訪問介護〔指定介護予防訪問介護相当事業〕に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町が行う調査に協力するとともに、市町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定訪問介護〔指定介護予防訪問介護相当事業〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

【個人情報の保護】

第 15 条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

【虐待防止に関する事項】

第 16 条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

【業務継続計画の策定等】

第 17 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護〔指定介護予防訪問相当事業〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

【地域との連携等】

第 18 条 事業所は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護〔指定介護予防訪問介護相当事業〕を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護〔指定介護予防訪問介護相当事業〕の提供を行うよう努めるものとする。

【身体拘束】

第 19 条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

【その他運営に関する留意事項】

第 20 条 事業所は、従業員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

（１）採用時研修 採用後３ヶ月以内

（２）継続研修 年２回

- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 適切な指定訪問介護〔指定介護予防訪問介護相当事業〕の提供を確保する観点から、性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、相当な範囲を越えたものにより従業員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等、必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、指定訪問介護〔指定介護予防訪問介護又は指定介護予防訪問介護相当事業〕に関する諸記録を整備し、その完結の日から２年間保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社ＱＯＬサービスと事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。

平成 24 年 6 月 1 日より一部改正する。

平成 24 年 7 月 1 日より一部改正する。

平成 25 年 4 月 1 日より一部改正する。

平成 26 年 2 月 1 日より一部改正する。

平成 26 年 4 月 1 日より一部改正する。

平成 26 年 9 月 1 日より一部改正する。

平成 27 年 4 月 1 日より一部改正する。

平成 28 年 4 月 1 日より一部改正する。

平成 29 年 4 月 1 日より一部改正する。

平成 30 年 4 月 1 日より一部改正する。

平成 30 年 11 月 1 日より一部改正する。

平成 30 年 12 月 1 日より一部改正する。

令和元年 5 月 1 日より一部改正する。

令和元年 10 月 1 日より一部改正する。

令和 3 年 4 月 1 日より一部改正する。

令和 6 年 5 月 1 日より一部改正する。